

北海道森林管理局における大型囲いワナ等での捕獲事業の実施に係る積算基準

第1章 適用範囲

本積算基準は、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準」に含まれない、大型囲いワナ等を用いた北海道森林管理局管内の国有林野における有害鳥獣捕獲事業を委託契約に付する場合における事業費の積算に適用する。

なお、本積算基準にないものは、「国有林野における有害鳥獣捕獲等事業の実施に係る積算基準」に準ずるものとする。

第2章 標準歩掛

①大型囲いワナ設置（パネル式）

（周長 10 m 当り）

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 A（土木一般世話役）		人	0.09	
従事者 C（普通作業員）		人	1.85	
諸 雑 費 率		%	5	

- （注）1. 本歩掛は、設置箇所では組立てるパネル式の囲いワナで、目隠しがされており、内部から外が見えない構造であり、且つ周長が30m以上でパネルを支える支柱が必要なものを対象とする。
2. 周長には、落とし扉、マンパスを含む。また、ワナ内部に仕切り扉等の構造物がある場合は、それらも周長として計上する。
3. 諸雑費は、ビニールシート、ベニヤ板、スコップ、鍬、ハンマ、レンチ、脚立、メジャー等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。
4. 資機材の搬入・搬出、事業区域内の運搬（林道等から設置場所までの人力による 100 m以内の小運搬含む。）に要するライトバン等の運転経費は計上しない。
5. 撤去歩掛は、本歩掛と同様とし、必要な場合に計上する。
6. 受注者がワナを購入する場合、材料費を適切に計上する。ただし、発注者が支給若しくは貸与する場合、材料費は計上しない。

②遠隔捕獲作業

(捕獲 1 回当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.30	
機械損料	パーソナルコンピュータ	日	1	供用日当たり損料

- (注) 1. 本歩掛は、インターネット回線等を利用し遠隔地から囲いワナ内部及び周辺を確認して落とし扉を操作し捕獲する作業を対象とする。
2. ワナが複数基あるなど、操作する落とし扉が複数ある場合は、それぞれ計上する。
3. 上表により難しい場合は別途考慮する。
4. やむを得ず通常勤務すべき時間帯(8時から17時)を外して業務をおこなう場合には次式により補正割り増しをおこなうものとする。

$$\text{割増し労務単価} = \text{公共工事設計労務単価} + \text{割増し賃金}$$

③追い込み、仕分け作業

(捕獲 1 回当たり)

名 称	規 格	単 位	数 量	摘 要
従事者 B (特殊作業員)		人	0.63	
諸 雑 費 率		%	1	

- (注) 1. 本歩掛は大型囲いワナで、捕獲個体を囲い部から仕分け部に追い込む作業から捕獲個体を雌雄別等に仕分け、コンテナ等に格納する一連の作業に適用する。
2. 諸雑費は、脚立、スコップ、ベニヤ板等の費用であり、労務費の合計額に上表の率を乗じた金額を上限として計上する。